法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-05-09

摂関期における一受領の功過定とその生涯

鈴木, 敏弘 / SUZUKI, Toshihiro

(出版者 / Publisher)
法政大学史学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政史学 / 法政史学
(巻 / Volume)
46
(開始ページ / Start Page)
33
(終了ページ / End Page)
58
(発行年 / Year)
1994-03-24
(URL)
https://doi.org/10.15002/00011190

Hosei University Repository

摂関期における一受領の功過定とその生涯

鈴木敏弘

序論

平安時代の政務は儀式と一体化したものであったが、その中にあっても特に受領の功過定が重要視されていたことは、『北山抄』[1]の著者藤原公任が、この中に「功過之定、朝之要事也」[2]と、父関白頼忠の言葉を引用していることからも理解できよう。そして公任自身も、この『北山抄』の巻十を「吏途指南」と題し、他の諸巻が儀式的内容を中心に記述しているのに対して、二十四項目にわたる受領の心構えに続き、相模介維将以下二十二名の豊富な「古今定功過例」の実例が記されている。

平安時代の受領功過定や国司の交替政に関する研究[3]の中で、近年この『北山抄』を使用した論考が数多く見られるようになった。佐々木恵介氏は前司卒去の場合を例に、巻十所収の「古今定功過例」・「実録帳事」などを主たる素材として、国司交替の具体的手続きやその過程で作成される公文である「令任用分付実録帳」の性格などについて考察されている[4]。また玉井力氏は、受領に新叙される場合の「巡」の基準の一例として巻十所収「給官事」を使用され[5]、佐々木宗雄氏は、「古今定功過例」を対象に受領功過定において審議された内容を検討し、功過定の基準などについて考察されている[6]。さらに国司考課制度が変化して受領のみを対象とする受領考課制度が成立していくこと、受領功過定での審議項目の増加が貢納量の減少に対応した政府の財政政策の転換と関連するものであることを指摘された寺内浩氏[7]、功過定で審議される内容を検討し、その変

Hosei University Repository

化から摂関期における受領功過定の位置付けをされた大津透氏[8]など、受領功過定を論ずる場合、「吏途指南」は必要不可欠な史料として位置付けられている。

一方、このような受領を、摂関家を支える「側近」のひとつとして重要視されたのが林屋辰三郎氏であった。[9]氏は、摂関政治とは律令制の中に荘園制を組み込んだ政治体制であって、その経済基盤を寄進地系荘園に置き、さらには受領層の任免権を有することによって公領の間接支配をすることができた。また家司には多くの受領兼務者がいて彼らが政務を行うとともに経済的支柱としての中心的役割を果たしていた、とされる。このほかにも、摂関期の家司受領を経済的奉仕者として位置付けた柴田房子氏[10]や、受領層の経済的役割の側面からも考察を加えられた泉谷康夫氏[11]の論考がある。

そして道長期の家司と受領とは「家司受領」[12]と称されたように、家司が受領に任ぜられ、一方受領のうちにも家司として奉仕する姿が見られる。家司は摂関家の政治機能を担い、他方受領は経済基盤を支える要素として両者は密接不可分な関係にあった。

このような摂関期における家司の重要性については、古くから指摘されてきた。[13]摂政・関白と家司との関係を人的結合の源流と見なし、封建的主従制の解明を意図した大饗亮氏の一連の研究[14]は、家司制について本格的に論じた、はじめての成果である。また藤木邦彦氏は、摂関期を政所政治と見なし、その中核的存在としての家司を重要視され、摂関期家司（制）の意義について多角的に論じている。[16]藤木氏の政所政治論に対しては批判がなされているものの、両氏の研究が、その後の家司制研究の指針となった点については異論はないであろう。すなわち、封建主従制の源流の解明を意図した滝川政次郎氏[17]・佐藤堅一氏[18]、家司の源流である家令について考察された渡辺直彦氏[19]、権勢家の発給文書について考察された森田悌氏[20]らの研究は、大饗・藤木両氏の研究視角を継承・発展させたものと見なし得る。また家司を個別的に扱った研究としては、佐藤堅一・渡辺直彦・泉谷康夫氏らの研究がある。[21]

以上のように、摂関期における受領功過定・受領家司及び家司制、摂関家と家司・受領との関係などについては、様々な観点より解明が進められ、当該期の政治構造・政治機構の一端が明らかにされてきた。しかしながら、「吏途指南」には前述のごとく豊富な功過定の実例が収載されているにもかかわらず、そこに登場する人物の功過定の具体的な様相や摂関家との関係などを主題として扱った論文

Hosei University Repository

は、管見においては知り得ない。このことは、受領および家司についての研究視角においても同様であって、摂関家における家司としての役割・位置付けなどの制度的側面、もしくは摂関家と家司との政治的・経済的結合などの観点が中心となっており、個別事例に関しては十分な考察がなされていない。

そこで本稿においては、これら一連の諸先学の業績に学びつつ、『北山抄』巻十吏途指南「古今定功過例」に記され、藤原実資によって「業遠者大殿無双者也」[22]と評された道長の側近である高階業遠の受領功過定の様相を考察するとともに、道長によって始められた法華三十講の非時奉仕者の動向やその中における業遠の位置付け、道長と業遠の関係などを勘案することによって、摂関家家司の家筋が固定化される頼通以前の段階[23]において、摂関家と家司[24]・受領[25]とはいかなる関係にあって、その関係を保ち得た媒介とは、いったいどのようなものであったのか、そして、どのような契機によってこの関係が崩れていくのか、などの点について考察を行いたい。

一　高階業遠の受領功過定

高階業遠は、越中守・丹波守などを歴任している。越中守時代の功過定の次第が、藤原公任によって著わされた『北山抄』巻十「吏途指南」のうち「古今定功過例」の一例として記されており、丹波守時代には、東寺領大山荘の収公を行った様子を窺うことができる。これらから、受領としての業遠の姿を探ってみたい。

越中守時代の業遠の功過定の経過を、やや長文であるが全文引用し、検討したい。

越中守業遠申、前々司俊斎定称レ塡二納数万官物一、令二俊斎塡納一事。諸卿定申云、俊斎交替之時所レ注、交替欠雖レ申二下勘出宣旨一、所司称下不レ遣二詔使一之国上、不レ可レ有二交替欠之由一、不レ肯二勘合一。仍改二作税帳一塡納勘レ之。後司致治放還之後、風二聞此事一、欲レ申二公家一之間。俊斎陳下可レ弁二料物一之由上、且度用符等、此間致治卒去。業遠不レ知二案内一、申二停交替使一了。依レ為二業遠之弁一所二愁申一也。召二問俊斎一申云、致治存生之時、触二示事由一、弁二行料物一之後、改レ帳勘済已了。預二放還一蒙二勧賞一之後、非レ可二弁申一云々。然而已改二税帳一、難レ知二後司応不一。雖レ申下弁二行料物一之由上、不レ進二致治請文一。然則依レ実以二俊斎一可レ令二弁申一者、倩案二事旨一、誠是雖二俊斎之謀略一、已預二放還一、任二他国一了。業遠申二停詔使一、任二致治受領数一受二領官物一、

Hosei University Repository

勘解由使勘判之意、諸官物令二後司相承弁填一、為二全物一也。況放還之後、不レ可二更論一之。諸卿之定随二時勢一歟。又業遠得替之時、正税用残以二見稲一分二付之一。申二正税減省之国一、為二前後司一、共可二有難一。但至二于前司第三年一、依レ無二用残一、所レ被レ許歟。有二任終年用残一者、後司尤可二挙填一也。

この功過定の時期を明確には確定し難いが、『権記』長徳三年（九九七）八月二十八日条には「差二小舎人調為善一、遣二越中守業遠朝臣宅一、仰二博士到明朝臣一位禄代可二充下一之由、是先日依二致明愁申一、有二宣旨所レ仰、其位禄官符日者紛失、今日適求出、仍所レ遣也」とあり、博士橘致明朝臣の位禄の官符が越中守業遠宅に遣わされている。『御堂関白記』寛弘元年（一〇〇四）閏九月五日条には「丹波守業遠申下以二造羅城門一可レ被二重任一由上、定申云、任二申請一、可レ被レ免二重任一者、是大功云々」とあって、業遠が羅城門造進の功によって丹波守に重任されている。これらからすると、長保元年（一〇〇〇）前後のことと推測される。

この『北山抄』巻十「吏途指南」は、稿本ということもあり、非常に難解な文章であるが、解釈をしつつ当該期の国司交替制や功過定の論点などの考察を行ってみたい。

越中守業遠が、前々司橘俊斎の功過定に際し欠失とされた数万の官物を填納すべきであることを言い奉った。功過定において諸卿のいうところは、俊斎が交替する際に記載のあった交替欠は、勘出として宣旨を下したけれども、所司（この場合太政官か）が交替使を派遣しない国であるから、交替欠があったとしても、その交替欠はないものと認定され、勘合には背かない、とある。

なぜ俊斎に交替欠があるにもかかわらず、「不レ可レ有二交替欠一之由」とされ、「不レ背二勘合一」となったのか。『北山抄』巻十「勘出事」には、

放二還前司一之国、前司任中官物、不レ可レ申二置勘出一之由、有二天暦起請一。然則無二前司一之国、申二停交替使之吏一如放二還前司一、又不レ可レ申二前任勘出一歟。而皆申レ之、非レ無二其例一。凡不レ遣二詔使一之国、不レ可レ有二交替欠一、

とあって、前司が卒去した国で、検交替使の派遣をせずに前司を放還した場合も前司の勘出を申請してはいけない。しかし現在では、皆が申請しており申請しない例はない。本来勘出の申請はしないこととなっているから、交替使を派遣しない国では、交替欠が計上されないこととなる、とされている。

周知のように国司が交替し、受領功過定に至る過程に

Hosei University Repository

は、いくつかの方法がある。[26] 通常は、正税帳などの公文に記載されている定数と現物が一致すれば、公文勘済して後司（新司）から前司へ解由状が発給され、前司は解由状を弁官へ提出（放還）することによって完了する。もし欠失等がある場合には、前司の生じた欠失等を記載し、前司がその理由を併記して前後司が共署した不与解由状が作成された。不与解由状は、勘解由使の勘判を経て前司の塡納分が決められ、前司が塡納をすると改めて解由状が与えられた。

『延喜交替式』には、

凡内外官言上不与解由状、検交替使帳、令任用分付実録帳、名二交替欠一、不レ顕二欠失細由一、事渉二詐諈一、科附乖レ実、其欠損犯用色目、具裁申レ之、不レ得二隠漏一、

とあって、不与解由状による交替政が一般的となっていたことと、「検交替使帳」および「令任用分付実録帳」が不与解由状と同列に扱われていることがわかる。検交替使帳・令任用分付実録帳は共に前司卒去の交替政に際して用いられた公文である。[27]

検交替使帳は、前司が卒去して分付受領を行えない場合に、新司が太政官に検交替使の派遣を申請し、前司同任の任用国司と検交替使との間で交替政が行われる際に、検交替使によって作成されたものである。一方、新司が検交替使の派遣を申請しない場合には、新司と任用国司との間で交替政が行われる。その際に作成されたのが、令任用分付実録帳である。その性格は、『西宮記』巻七に引用されている次の記事によって推測できる。

近江国司定検交替使事、諸卿定申云、下レ可レ遣二検交替使一宣旨之後上、更停レ使令二前司一国司行二交替政一事、已有二前例一、須准二伊予国例一、官物之数、依二前司彦真受領数一、令二任用吏分付一可レ宣、仰依定申云々

この史料によると、新司が検交替使の派遣を停めた場合に、前司彦真が前々司より受領した官物の定数を任用吏（任用国司）に分付する際に作成された公文であった。

佐々木恵介氏によると、不与解由状や検交替使帳において前後司または前司同任と検交替使との間の交替政が、所執中に欠失の理由を明示したのに比べ、この令任用分付実録帳による交替では、前司任中の欠失を帳簿上に記載することは不可能であったとされ、『北山抄』巻十に「不可有交替欠之由」とあるのは、令任用分付実録帳による交替の特徴を示しているとされる。[28]

前々司俊斎と後司致治、そして業遠との交替の順を明確に断定する事はできないが、おそらく俊斎―致治―業遠の

Hosei University Repository

順で交替したと考えてよかろう。

俊斎が致治と交替した際に、交替欠が勘発されたが、とりあえず不与解由状によって放還されたのであろう。しかし前掲「勘出事」に記されているように、前司が放還された国では、基本的には、その任中の官物に対して勘出の申請はできなかった。おそらく俊斎が放還された後、「勘出事」に「而皆申レ之、非レ無二其例一」とあるように、致治は俊斎が料物の弁行を行うように俊斎の勘出を申請したのであろう。しかし後司致治が卒去してしまったため、致治の後司である業遠は、この間の事情を知らずに、検交替使派遣の申請をせず、致治の任用国司と令任用分付実録帳の作成によって交替政を行った。これによる交替では、俊斎の勘出分は記載されずに、俊斎が「改二作税帳一」した税帳に拠って交替政が行われたのであった。そこで業遠は、俊斎が勘出分を弁ずべきであると申請したのであった。

しかし俊斎は、致治の生存中に料物を弁じ、実録帳を改め勘済が終わっていると主張し、すでに放還され勧賞を受けているのだから、弁ずることはないと答えている。これに対し業還は、すでに税帳を改めてしまい、後司は税帳の改作を知ることが難しかったので知らなかった。料物を弁行したとはいっても、致治の請文は進められていない。そのため、実際の状況によって、俊斎が弁ずるべきであると主張している。

業遠が主張しているとおり、本来ならば、「誠是雖二俊斎之謀略一」と言われるように、俊斎が弁行すべきものであったのであろう。しかしすでに放還され、他国の国司に任ぜられて他国に赴任してしまっているため、俊斎に問題なしとして功過定は完結しており、業遠も検交替使の派遣を申請せずに、致治が受領した官物の数料に任せ、官物を受領したのであるから、その責任は交替欠を勘発できなかった業遠にあった。そして勘解由使の勘判は、諸官物の欠失分については、後司が弁塡すべきものであると判断し、さらに前司以前の国司が放還された後は、このようなことを論ずるべきではない、というものであった。つまり、後司の責任において処理すべきであるとの判断が下されている。

また業遠の場合にはもう一点、任終年の正税用残についてが問題となっていた。正税減省の国の場合、前司の三年目に用残がなくて任終年に用残がある場合には、後司が用残を挙塡することになっていた。そこで業遠が得替の時に、正税用残を見稲によって分付しなければならなかったのである。

Hosei University Repository

得替の時に、正税用残を見稲によって分付し無事越中守を務めた業遠は丹波守に任ぜられた。[29] 長保三年（一〇〇一）、東寺は大山荘の坪付を記し国衙に荘田免除の申請を行い、四町九反余が認められた。[30] しかし翌年には、国衙の収納使が入勘し、官物の徴収を行ったので、再び免除の申請を行い、国衙は前年同様の免除を認めた。[31] 寛弘六年（一〇〇九）、国衙は大山荘の荘田を収公した。これに対し東寺は坪付を記し、国衙に収公免除の申請をした。これに対する国衙の見解は、現作田三町余は寺田となっているので、この三町余のみの免除を認めるというものであった。[32] 時の国守が業遠である。これ以後、長和二年（一〇一三）には荘田十三町六反余のうち本田の現作分六町九反と治田三町一反一四四歩の合計十町一四四歩が、[33] 治安元年（一〇二一）には現作田五町三反一一四歩の所当官物と治田二反一四四歩の地子が、[34] 長元元年（一〇二八）には、現作田五町一反二八八歩の官物と治田一一六歩の地子が免除されている。[35] これら一連の東寺と国衙の荘田収公をめぐる争いの中で、業遠の国守時代が大山荘の最も圧迫された状態であった。[36] 言い換えるならば、業遠が最も収奪を行っていた国司であったといえる。

このような収奪の結果により、丹波守というのはよほど実入りがよかったのか、寛弘元年（一〇〇四）閏九月五日の陣定において、業遠が羅城門の造進により丹波守に重任されることを申請した。[37] すなわち重任の初例として著名な事例である。結果的には大功であるとして認められ、[38] 翌年九月十日宣旨が下された。そしてその条件は、「以二私物一、当任内造二進羅城門一」というものであった。[39] しかし、羅城門造進の宣旨が下されていたにもかかわらず、「有二憚事一」という理由で、先の宣旨が返却させられ、改めて豊楽院修造の宣旨が下された。[40] 「有憚事」が具体的にどのようなことなのかは不明であるが、一受領の私物を以ってのみでは、羅城門を造進することは不可能であると判断したに違いない。そこで、道長に諮り豊楽院の修造に変更してもらったのであろう。どこまでを「修造」とするのかは、わからないが、少なくとも新たに「造進」するよりは、はるかにその負担が少なかったであろうことは容易に推測される。

寛弘七年（一〇一〇）三月三十日、除目が行われた。業遠は病気のため丹波守を辞退した。[41] 十日の後、業遠は道長と手を結び受領として地位を維持し続け、四十六年の生涯を終えた。[42]

Hosei University Repository

二　藤原道長と高階業遠

寛弘七年（一〇一〇）四月十日、高階業遠が卒した。[43] その時の様子を『宇治拾遺物語』[44]は、次のように記している。

是も今は昔、業遠朝臣死ぬる時、御堂の入道殿おほせけられるは、「いひ置くべきことあらんかし。不便の事也」とて、解脱寺観修僧正をめし、業遠が家にむかひ給て加持する間、死人、たちまちに蘇生して、用事をいひてのち、又目をとぢてけりとか。

この説話の道長が一受領の死に際し、わざわざその家に僧を連れて行き、祈禱により蘇生させることの意味するところは、道長と業遠が親密な間柄であったことを示す好例であるが、それ以外に、どのようなことを物語っているのであろうか。両者の密接な関係は、藤原実資が業遠を道長無双の者と評していることからも理解できるのであるが、その具体的な関係を考えてみたい。

高階氏の祖は、承和十一年（八四四）に高階真人の氏姓を賜った天武天皇六世の峯緒である。[45] 業遠の父は左衛門権佐敏忠、伯父は中宮定子の外祖父として著名な成忠である。この成忠との関係から摂関家や道長との関係が生じたとも考えられるが定かではない。『大鏡』「太政大臣兼通」の項には、「業遠のぬしのまだ六位にて、はじめてまいれるよ」とあって、業遠が兼通の堀河殿に初めて伺候したことが記されている。そしてこれをもって、業遠の家司として初の参殿であるとする見解も見られるが、[46] 兼通の没年が、貞元二年（九七七）であり、業遠は寛弘七年（一〇一〇）に四六歳で没しているから、貞元二年には僅か十三歳である。その年で兼通の家司を務めていたとは考え難く、『大鏡』にみえる業遠の記述は、単に兼通へ挨拶のために初めて参殿したことが記されているにすぎない、と考えるべきである。

道長と業遠の関係が明らかにできるのは、寛弘元年（一〇〇四）七月十五日の道長第における法華三十講に際して酒肴を儲けた記事である。[47] そして同年九月二十四日には、橘道貞が道長に馬四匹を贈った時には、このうち三匹を飼育することを命じられている。[48] このような点のみからすると、道長と業遠の関係は単なる被奉仕者と奉仕者の関係のように考えられる。しかし、寛弘四年（一〇〇七）八月に道長が大和国金峯山詣を行い、法華経・阿弥陀経・般若心経など十五巻を銅箧に納め金堂の燈籠の下に埋めた翌日、「余人々依誡不来」であったにもかかわらず、業遠は源頼

Hosei University Repository

光・平維叙らとともに道長を迎えに行った。[49] 頼光については、いまさら述べるまでもないが、例えば寛仁二年（一〇一八）に道長の土御門殿が修造された時には「家中雑具皆悉献之」[50]じ、同年道長が移徙の際にも「進献御調度」[51]たように、その莫大な財力を背景に道長に対して他の受領たちを圧倒する程の経済的奉仕を行っていた。また維叙は、肥前守・常陸介・上野介などを歴任した受領で、[52] 道長に対し何度か馬の献上を行っている記事が散見できる。業遠についても彼ら同様の受領歴や道長に対する経済的奉仕が窺える。いずれにせよ、彼らは道長にとって極めて信頼し得る人物であったといえよう。『小右記』長和元年（一〇一二）六月二十八日条には、道長第などに虹が立ったことが記されている。翌日になって実資の養子資平が実資に語ったところによると、道長と親しい者の邸宅に虹が多く立ったという。この中に維叙の名はみられないが、頼光宅や業遠宅が含まれている。[53] 業遠の没後であってもなお、実資・資平らには、道長と業遠の関係が極めて親しいものであったという認識が記憶にとどめられていた。

そしてこの業遠宅とは、のちに頼通の養女となった祐子内親王が、その生涯のほとんどを過ごした高倉殿と称された邸宅であった。長和五年（一〇一六）九月二十四日、枇杷殿が焼亡した。この時の様子を道長は、次のように記している。[54]

戌時許東方有レ火、驚見レ之、当二枇杷殿一、仍馳参、

この時枇杷殿には、内裏の焼亡により前年十一月に太政官庁から還御していた三条院と中宮妍子が居していた。[55] その焼亡に際し三条院と妍子は、牛車に同乗して南大路に難を避けていた。道長は、直ちに三条院と妍子を近くにあった道長の高倉殿[56]に渡御させている。

この焼亡の原因について道長は、「有下不二宜思一人上歟、連々如レ此有二放火一」[57]と記している。あらためて述べるまでもないが、この時代しばしば内裏は焼失し、[58] 枇杷殿が焼亡した二月前にも、道長が最も長い時間を過ごした土御門第が焼亡している。[59] 道長が、枇杷殿焼亡の原因を自分を良く思わない人による放火であると考えたのもうなずける。この時、三条院と妍子が難を避けた高倉殿について『栄華物語』には、

宮の御前も、この枇杷殿いと近き所に、東宮の亮なりとをといひし人のいゑ、大将殿に奉りたりしにぞ、まづ渡らせ給ぬる。[60]

とあって、東宮亮業遠が道長の息頼通に贈った家であると記されている。しかし『左経記』[61]には、

Hosei University Repository

左府令レ渡二給故業遠朝臣出御内宅一、件宅彼後家転二左府一已畢、而依レ為二吉日一、今度始渡給也、

とあって、業遠の妻が道長に転じたものであると記されている。おそらく道長が業遠の後家から買ったものであろう。

高倉殿の場所は、土御門南、高倉西であり[62]、枇杷殿、土御門殿と至近距離にあって、当時の都における中枢の一角に位置していたから、道長にとっても好都合な場所であったに違いない。そしてその建物も、寛弘六年（一〇〇九）十月二十二日には、東宮敦成親王が業遠宅より故左大臣雅信宅に還御している記事が見え[63]、長和三年（一〇一四）三月二十三日には皇太后宮彰子が渡御しており[64]、道長自身も三十講を高倉殿で催しているように[65]、かなりの邸宅であったことが想像できる。その後高倉殿は、「依二高倉大将家等近一遣レ人」[66]とあるように、頼通へと伝えられた。

業遠が道長の家司であったことを示す史料は残っていない。しかし業遠が他家に奉仕した記事も見えない。実資が「大殿無双者也」と称したゆえんは、他の受領層のように他家に追随することなく、専ら道長に対する奉仕に終始していたことの表現であった。

三　法華三十講による業遠の位置

平安時代には、法会の性格が加持祈禱から法華経の講説などを行う講会へと変化した。「法華経」を精神生活の基調としていた平安貴族にとって、法会の性格変化は講会の盛行をもたらすと共に貴族社会における主要な行事のうちの一つとして位置付けられるに至った。道長の法華三十講もこれと軌を一にするものであって、法華八講など数多く行われた法華会のうちでもわが国における三十講の初見として注目されるものである。その始まりは、開始の前年、道長にとって最大の庇護者である東三条院詮子が崩御していること、この年の法華三十講の初日である三月一日に土御門第の新堂に釈迦三尊と阿弥陀三尊が安置されたことなどから、長保四年（一〇〇二）より始められたものと思われる[67]。

長保四年以後、この法華三十講は毎年行われ、計二六回行われたことが確認できる。『御堂関白記』には、業遠をはじめとして、法華三十講に際し僧俗の非時饗膳の調進者を数多く検出する事ができる。この非時奉仕は、「愁苦無レ極[68]」と記されているようにその提供者にとっては多大な負担が強いられるものであった。

Hosei University Repository

表一　法華三十講非時調進者階層一覧

	姓名	調進時の官職	出身階層	備考
長保四年（一〇〇二）	藤原道綱	大納言・春宮大夫	一族	道長兄
長保五年（一〇〇三）	記載なし			
長保六年（一〇〇四）（寛弘元年）	源　高雅	讃岐守	受領	
	源　奉職	河内守（？）	家司	
	藤原能通	淡路守	家司	
	藤原陳政	播磨守	受領	
	高階業遠	丹波守	受領	
	源　済政	信濃守	一族	倫子甥
	藤原行成	参議・右大弁・美作権守	一族	
	姓名不詳	左頭中将		
	藤原説孝	摂津守	受領	
	佐伯公行		受領	
	高階明順	伊予守	受領	
寛弘二年（一〇〇五）	藤原知章	近江守	家司	
	高階業遠	丹波守	受領	
	多米国平	阿波守	家司	
	藤原頼親	左近衛中将	一族	道隆男、道長甥
寛弘三年（一〇〇六）	藤原道綱	大納言・春宮大夫	一族	道長兄
	藤原懐平	参議・左兵衛督・伊予・（権？）守	受領	
	藤原陳政	播磨守	受領	
寛弘四年（一〇〇七）	源　頼親	大和守	受領	

表一は、毎年の非時調進者と調進時の官職や出身階層を示したものである。本来は、一人が一日分を担当するとしても毎年かなりの人数となったはずであるが、年によっては全く記載のない場合もあって、厳密な結果をもたらすとは言えないが、その傾向は窺えよう。

法会における非時の調進は元来、一族の人間や家司などが奉仕するものであったが、この表を一覧するとそれが多くの受領層によって行われていることがわかる。道長の兄道綱や道隆の男である頼親らを除くと、道長の家司も奉仕時には受領であった者がほとんどである。表二は、奉仕者の最終官位、国守歴任国名、その他の官歴などを示したものである。これによるとほぼ全員が諸国の国司を歴任し、非時を務めるだけの経済基盤を有していたことがわかる。そして非時奉仕者は、おもに

Hosei University Repository

寛弘五年（一〇〇八）	藤原頼親	内蔵頭	一族	
	源　高雅	中宮亮・近江守	家司	
	多米国平		家司	
	平　生昌	備中守	受領	
	源　政職	備後守	受領	
	藤原方正	摂津守	家司	
	高階明順	播磨守（？）	受領	
	藤原知章	近江守	家司	
寛弘六年（一〇〇九）	済　信	不詳		道隆男、道長甥
寛弘七年（一〇一〇）	源　頼光		受領	
	平　生昌	播磨守	受領	
	多米国平	備中守	家司	
	橘　為義	左衛門権佐	家司	
寛弘八年（一〇一一）	平　生昌	播磨守	受領	
	藤原知章	近江守	家司	
	藤原信経	越後守	受領	
	藤原惟憲	前甲斐守	家司	
長和元年（一〇一二）	記載なし			
長和二年（一〇一三）	橘　儀懐	備中守	実資家人	
長和三年（一〇一四）	記載なし			
長和四年（一〇一五）	源　国挙	前但馬守	受領	
	源　済政	讃岐守	一族	
	源　頼光	美濃守・内蔵頭	受領	

一族・家司・受領層の三階層に分類できる。なお例外として、実資の兄である藤原懐平、実資の家人であった橘偽懐[69]がいるが、彼らの非時奉仕は、法華三十講の「国家的行事」への移行をあらわしているものであろう。

一族としては、道長の兄である道綱、道隆の男であり道長の甥にあたる頼親、道綱の女の夫である大江清通や道長室倫子の甥にあたる源済政と弟の経相、同じく倫子の甥で済政らと従兄弟同士にあたる雅信の孫の経頼などが該当する。また当代きっての能書家として知られ、四納言の一人行成もその女が道長の六男長家に嫁しており、道長の縁者であるとともに極めて近い人物であった。

源高雅・藤原能通・藤原知章・多米国平・橘為義・藤原惟憲・藤原済家・藤原泰通・藤原方正らは道長家の家司であって、法華三十講の非時奉仕以外

Hosei University Repository

	藤原済家		家司	
長和五年（一〇一六）	藤原惟憲	近江守（？）	家司	
	藤原広業		家司？	
	源　済政	讃岐守	一族	
寛仁元年（一〇一七）	源　済政	讃岐守	一族	
	藤原広業		受領	
	藤原知光	備中守	受領	
	源　頼光	美濃守	受領	
	藤原頼任	丹波守	受領	
寛仁二年（一〇一八）	源　済政	讃岐守・修理権大夫	一族	
	藤原泰通	美濃守	家司	
	藤原広業	播磨守（？）	受領	
	藤原惟憲	東宮亮・右京大夫	家司	
	源　経相	丹後守	一族	
	藤原頼任	丹波守	受領	
	大江清通	太皇太后宮亮	一族	
	源　頼光	伊予守・蔵人	受領	
	藤原知光	備中守	受領	
寛仁三年（一〇一九）	藤原頼任	丹波守	受領	
寛仁四年（一〇二〇）	藤原頼光	伊予守	受領	
治安元年（一〇二一）	源　経頼	権左中弁	一族	

にも主家の法会や行事に際して奉仕している姿を散見できる。[70] 一倒をあげると、高雅は堀河辺の家を献上している。能通は、頼通の望みにより所領の券文を献じ、[71] 道長の金峯山詣に従い、[72] 万寿二年（一〇二五）には、教通の家司にもなっている。[73] 知章は、長和元年（一〇一二）に道長息顕信が比叡山で受戒するに際して、道長に従い登山している。[74] 国平は、長和四年（一〇一五）の新造内裏行幸の叙位に際して、家司たるにより正四位下に叙されている。[75] 多米氏は、いわゆる卑姓氏族であって、本来ならば四位に叙される氏族ではなかった。[76] 道長家に家司として奉仕することによって諸国の受領に任ぜられ、四位に叙されたものと思われる。為義の叔母は、詮子所生の一条天皇乳母典侍正三位徳子である。徳子の引立てにより皇太后（詮子）宮大進や同宮使として活躍し、この関係から道

Hosei University Repository

表二　法華三十講非時奉仕者

姓名	官位	国守任国	その他の主な官暦	家司等の経歴	備考
藤原道綱	正二位		右大将・大納言・皇太后宮大夫		道長兄・源頼光婿
源　奉職	正四位下	讃岐介・丹後・河内守	掃部允		政職兄
源　高雅	従四位下	甲斐・近江・讃岐守	中宮権大進・中宮亮	道長・敦成親王家	
藤原能通	従四位下	但馬・淡路・備後・甲斐守	左兵衛佐・蔵人・内蔵権頭・皇太后宮亮	道長・教通家・敦成親王家別当	
藤原陳政	正四位下	伊賀・備中・播磨守	内蔵頭・春宮亮・東宮権大進	冷泉院別当 脩子内親王家別当	
高階業遠	正四位下	越中・丹波守	春宮権亮		
源　済政	従四位下	信濃・讃岐・近江・播磨・丹波・美濃守・阿波権守	蔵人	敦成親王家	贈従三位 倫子甥
藤原行政	正二位	備前・備後守・大和権守	太宰権師・大納言・皇太后宮権大夫		
藤原説孝	正四位下	若狭・摂津・播磨守・大和権守	蔵人・右大弁		
佐伯公行	正四位下	佐渡・伊予・信濃・遠江守・能登権守			
高階明順	正四位下	但馬・伊予守	中宮大進		
藤原知章	正四位下	加賀・筑前・伊予・近江守	東宮亮・蔵人	道長家	
多米国平	正四位下	和泉・阿波・備中	左大史・左京亮	道長家	

Hosei University Repository

藤原頼親	正四位下	備前守	左近衛中将・内蔵頭・蔵人頭	敦康・敦成親王家	道隆男、道長甥
藤原懐平	正二位	紀伊権介・同権守・播磨権守・美作守	蔵人・春宮大夫・皇后大夫・検非違使別当・権中納言	三条院別当	
源　頼親	正四位下	大和・信濃・淡路・和泉守	右馬頭		
平　生昌	正四位下	播磨・備中・但馬守	蔵人・中宮大進		
源　政職	従四位下	伯耆・備後・大和守	木工頭		奉職弟
藤原方正	正四位下	河内・阿波・摂津守	民部少輔		
済信	不詳	不詳	不詳		
源　頼光	正四位下	摂津・伊予・美濃・尾張・備前・但馬・讃岐・伯耆・淡路守	中宮大進・春宮亮・左馬権頭・内蔵頭	三条院別当 冷和泉院判官代	
橘　為義	正四位下	肥前権守・伊賀・但馬・摂津・丹波守	中宮大進・内蔵権頭	道長・敦康親王家	
藤原信経	従五位下	越後守	蔵人・兵部丞・式部丞・内蔵権頭		
藤原惟憲	正三位	因播・甲斐・近江・播磨守	大蔵大輔・右馬頭・東宮亮・太宰大貳	道長・敦成親王家	
橘　偽懐	従四位上	摂津・備中・紀伊守		実資家人	
源　国挙	正四位下	備中・若狭・美濃・但馬・伊賀守		東三条院別当	
藤原済家	正四位下	駿河・陸奥・備中・伊予守	蔵人	道長・敦成親王家	
藤原広業	正五位下	甲斐守	中宮大進		

Hosei University Repository

藤原頼任	従四位上	丹波・美濃守	中宮権大進・蔵人・右衛門佐・右中弁		
藤原泰通	正四位下	美作・播磨・美濃守	蔵人・春宮亮	道長・敦成親王家	
源　経相	従四位下	三河・紀伊・丹波・備前守			倫子甥
大江清通	従四位下	備前・讃岐守	中宮亮		道綱女の夫
藤原知光	正四位下	備中・摂津・尾張・駿河守	蔵人・東宮大進	敦成親王家	
源　経頼	従三位	和泉・丹波・近江守・伊予権守	参議・左大弁		倫子甥

長に接近したようである。道長の二条第の障子を調進[77]、道長の女寛子に邸宅を提供している[78]。また、国平と同様に新造内裏行幸際して正四位下に叙されている[79]。信経は道長の春日神通使[80]、道長第作文の非時を務めている[81]。惟憲は、寛弘八年・長和五年・寛仁二年と記録上最も多く非時を務め、道長土御門第の掃除[82]をはじめとして摂関家への奉仕は顕著なものが認められ[83]、実資に貪欲のうえ非法数万と称された[84]。寛弘二年（一〇〇五）の因幡守放還に際し、八千石の不動穀について後司橘行平により疑問がもたれ解由状が得られなかったが、道長の弁護によって解由状が与えられた[85]。済家は陸奥守任官によるものか、道長に贈った馬の総数は五十余疋にものぼる[86]。道長の家司として従四位上に叙され[87]、長元元年（一〇二八）には、故道長の例講念仏に非時料として四百石の米を献じ[88]、妻も倫子に仕えていたようである[89]。泰通は惟憲の兄である。寛仁二年（一〇一八）に後一条天皇が土御門第に行幸した際には、家司たるにより従四位下に叙され、方正も同時に正四位下に叙されている[90]。また藤原広業は家司であった確証は得られないが、広業の父有国は、道長の父兼家の時から家司を務めていたから、有国の没後も広業が引き続き道長家の家司となっていた可能性がある。

次に受領層に分類できる人物について概観したい。源奉職は政職の兄にあたる。一品資子内親王の女爵により正五位下に叙され[91]、道長の東三条院のための法華八講には一品

Hosei University Repository

宮の使者として禄を賜るなど[92]資子内親王家の家人であったようである。この他には、道長が奉職宅に移る予定や東三条院詮子が奉職の二条宅に遷っている記事[93]がみえている。また実資室婉子女王の周忌に粥時を務め[94]、実資に懇望して賀茂祭の女使典侍のために車を借りている[95]。藤原陳政は諸国の守を歴任している典型的な受領層であり、寛弘二年（一〇〇五）には、私物をもって常耀殿・宣輝殿造営により重任の宣旨を賜っている[96]。藤原説孝は、長和二年（一〇一三）道長第読経の僧供のため米を献上している[97]。源頼親は満仲の男で大和源氏の祖である[98]。諸国の受領を歴任し、特に大和守には三度も任ぜられている。道長第の諸道論義の非時を奉仕し[99]、頼通には船を造進している[100]。また実資にも糸・絹・紅花などを度々贈っている[101]。源政職は道長に牛二頭を献じている[102]。源頼光は頼親の兄である。業遠と道長の金峯山詣を迎え[103]、道長が移徙の際には調度を整え[104]、上東御門の雑具を皆献上している[105]。藤原信経は道長に馬十疋を献じ[106]、道長第作文に非時の奉仕をしている[107]。源国挙は故源伊行の蔵書四百余巻を道長に献上している[108]。藤原頼任は丹波守時代氷上郡の百姓に訴えられ、道長・頼通に勘当され実資にとりなしを頼んでいる[109]。また実資にも綿・牛などを献じている[110]。藤原知光は摂津守に任ぜられていたが、長徳二年（九九六）の除目において、尾張守に任ぜられた藤原理兼が、尾張は不利であるとして道長に働き掛け、翌年正月の除目で知光が尾張守に交替させられた[111]。この一件以来、知光は道長に近づいたのであろうか。長和五年（一〇一六）七月二十一日未明、道長の土御門第が焼亡した際には、翌月八日に当時備中守であった知光は見舞いのため備中より上洛している[112]。

佐伯公行・高階明順・平生昌らは、本来中関白家に近かったが、中関白家の没落後は道長に近づいている。公行の妻は敦成親王・道長の呪詛事件に関わった高階成忠の女光子である。諸国の国守を歴任し、米八千石で買取った一条院を東三条院詮子に提供している[113]ように、典型的な受領層であった。道長への非時奉仕も受領としての蓄財を背景に道長へ近づくための手段として負担したものであろう。明順は成忠の男であり、敦成親王・道長の呪詛事件の張本人と目されていた。諸国の国守を務めている受領層であり、道長に馬二疋を献じている[114]。生昌は寛弘五年（一〇〇八）の法華不断経の非時を奉仕している[115]。

道長の法華三十講には、以上のように様々な人間が非時調進の奉仕を務めている。一族・家司は別として、受領層の多くは道長に対する奉仕のみではなく、その経済力を背

Hosei University Repository

景として、実質に対しても種々の品を献じている。ここに権力者層と受領層との結び付きの一端が窺える。そして佐伯公行・高階明順・平生昌らのように中関白家に近い人間も中関白家没落後は、道長に奉仕する姿を見ることができる。また橘偽懐のように実資の家人も非時奉仕を務めている。このような点から、道長の法華三十講は単に道長家の行事に止まらず、いわば公的行事として確立していった事実を示すとともに、その行事の費用などが一族・家司のみならず強大な経済力を有する受領層によって支えられて来た状況をも示しており、このような行事を行うことが道長と受領層を結び付ける手段の一つともなっていた。

結論

以上のように、高階業遠の生涯を通し、業遠の受領功過定・任国における動向、摂関期における道長と受領との関係、法華三十講の非時奉仕者の分析などについて考察してきたが、最後にまとめておきたい。

摂関期の受領功過定は、当該期の朝儀のなかでも特に重視されるものであって、その「過」となる基準は、あくまでも受領個人の責任において処理すべきものであった。高階業遠の越中守の交替政は、「令任用分付実録帳」によるものであった。そして功過定の際には、前々司橘俊斎に交替欠があったにも関わらず、交替欠がないとされた。それがたとえ謀略であっても一度放還・勧賞に預かってしまうと手続き的には完結され、後司である業遠の責任に帰するものとなった。業遠は道長の近臣であったにもかかわらず、功過定に際して、その利点を見出す事はできない。このことは、道長との関係の有無に関わらず、基本的には功過定が重要なものであるとの原則が貫かれていたといえる。ただし、業遠の丹波守重任の条件が、羅城門の造進から豊楽院の修造に変更されても丹波守重任が引き続き認められている。この件に関しては、道長の意思によるところが大きいと思われ、除目に際しては、かなり有利な状況となっていたと思われる。これに対する反対給付として、大山荘の事例に見られるように、在地からの収奪により業遠の道長家に対する経済的奉仕の費用などが得られていた。

業遠が、法華三十講に際して酒肴を儲け、非時調進を務めていることなどからすると、林屋氏の指摘されるように道長（摂関家）に任免権を握られている弱い立場奉仕者の関係のように考えられる。しかしながら、ともに道長の大和国金峯山詣を迎えに行った源頼光などは、道長のみならず実資に対しても何らかの奉仕・貢納などの現象が顕著に

Hosei University Repository

みられ、林屋氏の指摘に反し、受領層は任免権者に対する経済的奉仕者のみに止まってはいなかった。それゆえ、院政期において受領層が容易に摂関家との結合を離れ、院宮との結合へと移行できたのであった。

また、『宇治拾遺物語』の記載や藤原実資が業遠を道長無双の者と評していること、道長家以外に対する奉仕がみられないことからするならば、他の受領層とはやや性格の異なる存在であったといえる。これは逆に、他の受領層が道長家のみならず、他家との接触が一般的であったことを窺わせる。

このように、道長期の摂関家と受領との関係は、業遠の事例から見ると、在地からの収奪—道長家への経済的奉仕—道長による業遠の経済基盤確保のための便宜、というサイクルが成立していたと見なされるが、その根底には経済的側面以上に人的結合の側面が強かったといえよう。

法華三十講の非時奉仕者は、一族・家司は無論のこと多くの受領層による奉仕が認められる。これは、法華三十講が私的行事から公的行事へ移行したという側面のみならず、受領層にとっては、道長に近づくための手段であり、道長にとっては受領層の経済力に依拠することによって行事の円滑な遂行と公的行事であるとの認識を深めさせるとともに、主催者である道長の権威の上昇をも意識させることにもつながった。さらに、受領層の道長家に対する奉仕活動は、家司のそれとほとんど変わりのない様子が窺える。一方、家司のほとんどが受領に任ぜられていることからするならば、道長期の家司と受領は、明確な区分がなされておらず、業遠の場合と同様に、道長を中心に集結していたと見なし得る。

家司家の固定化は、次の時代を待たねばならない。その要因としては、中央の支配と地方の被支配との矛盾の現出、それは具体的には収取体系の変質といえよう。このような収取体系の変質は、中央政権と国衙支配のありかたにも変化をおよぼし、中央では家格の固定化、地方行政の面では受領という職制の質的変化をもたらしたものであったことなどが考えられるが、この点に関しての論証などは別の機会に譲りたい。

注

（1）『北山抄』は、新訂増補故実叢書に拠る。また「吏途指南」については、日本名跡叢書刊七五『藤原公任　稿本北山抄』を適宜参照。また『北山抄』巻十「吏途指南」についての研究は、公任自筆の稿本であることと平安中期の国

Hosei University Repository

司制度解明の主要史料としての性格から多くの蓄積がなされている。古くは和田英松氏によって『北山抄』の内容が詳細に論ぜられ、公任自筆稿本巻十「吏途指南」の紹介がされている（「北山抄について」『史学雑誌』第四六編―九号、のちに同氏著『本朝書籍目録考証』所収）。以後、剱持悦夫氏が「『北山抄』巻十「吏途指南」（公任筆草稿本）覚書」（『国書逸文研究』第七号）において詳細な検討を加えられている。剱持氏には、他に「『北山抄』逸文・覚書」（『国書逸文研究』第四号）がある。そして『北山抄』全体に関しては、和田氏の見解を踏まえ所功氏が網羅的かつ精細な所論を展開されている（『平安朝儀式書成立史の研究』第一篇第四章『北山抄』の成立）。また「吏途指南」の紙背文書については、出雲路通次郎氏（『北山抄紙背草仮名消息』）や久曽神昇氏（『平安時代仮名書状の研究』）、桃裕行氏「『北山抄』と『清慎公記』」（同氏著作集第四巻『古記録の研究』上）らの研究がある。

（2）『北山抄』巻十吏途指南「勘出事」。

（3）近年までの受領功過定については、福井俊彦氏「受領功過定について」（森博士還暦記念会編『対外関係と社会経済』）、「受領功過定の実態」（『史観』八八号）が要領よくまとめられており、国司の交替政については、同氏の大著『交替式の研究』を抜く業績は、見当たらない。

（4）佐々木恵介氏「摂関期における国司交替制度の一側面――前司卒去の場合――」（『日本歴史』四九〇号）。

（5）玉井力氏「受領巡任について」（『海南史学』一九号）。

（6）佐々木宗雄氏「十～十一世紀の受領と中央政府」（『史学雑誌』九六編―九号）。

（7）寺内浩氏「受領考課制度の成立と展開」（『史林』七五―二号）。

（8）大津透氏「摂関期の国家論に向けて――受領功過定覚書――」（『山梨大学教育学部研究報告』三九号、のちに「受領功過定覚書――摂関期の国家論に向けて――」と改題の上、同氏著『律令国家支配構造の研究』に所収）。

（9）林屋辰三郎氏「摂関政治の歴史的位置――院政政権との関連において――」・同氏「平安京における受領の生活」（いずれも同氏著『古代国家の解体』所収）。特に氏が重視されたのは、摂関期の受領層は摂関家に対する奉仕者であったが、院宮分国制度―知行国制度への発展過程の中にあって、摂関家の有する任免権から解放され、院宮の権威を利用することにより、摂関家に対抗する勢力となったという点である。林屋氏の説に拠って執筆されたものに、宮川満氏「延久の荘園整理令について――彦根市三条町の由来――」（『滋賀県立短期大学雑誌』B―一号）、林屋説に対する批判としては、石井進・山口昌男両氏による林屋氏著『古代国家の解体』の書評（『史学雑誌』六五編―一号）、石井・山口両氏に対する反批判としては、鶴岡静夫氏「院政政権の成立について」（『日本歴史』一一三号）、近年においては、槙道雄氏がこれらの研究を整理され、延

Hosei University Repository

久荘園整理令との関連から論じている（「後三条政権論」古代学協会編『後期摂関時代史の研究』所収、のちに同氏著『院政時代史論集』所収）。なお、村井康彦氏も受領層を重視されている（『古代国家解体過程の研究』）。

（10）柴田房子氏「家司受領」（『史窓』二八号）。

（11）泉谷康夫氏「摂関家家司受領の一考察」（山中裕編『平安時代の歴史と文学』歴史編、のちに同氏著『日本中世社会成立史の研究』所収）において、近江守に任命された摂関家家司について論ぜられている。

（12）佐藤堅一氏は、「受領家司」の用語を使用されているが（「封建的主従制の源流に関する一試論――摂関家家司について――」（安田元久編『初期封建制の研究』所収）、柴田房子氏の指摘されるように、『殿暦』永久四年（一一一四）正月二日条には、「抑臨時客、上臈家司受領勤仕此事、而家司無受領、仍太皇太后宮亮清実朝臣家司也、件人勤仕之、奇怪也、雖然家司受領近来不見、然者余案此事充件人、不闕事也」とあるので、史料に即し「家司受領」の用語を使用することにする。

（13）摂関家と家司の関係について古くからの指摘としては、川上多助氏『平安朝』上（総合日本史大系三）六七九頁、竹内理三氏『律令制と貴族政権』第二部二八三頁、林屋辰三郎氏『古代国家の解体』九三頁など参照。

（14）大饗亮氏「日本封建制初期における主従関係の性質（一）」（『岡山大学法経学会雑誌』一三号）、「日本封建制初期における主従関係の性質（二）」（『岡山大学法経学会雑誌』一七号）、「帳内資人考――律令における主従制の研究――」（『岡山大学法経学会雑誌』三〇号）、「平安時代の家司制度――律令における主従制の研究、その二――」（『岡山大学法経学会雑誌』三五号）、「平安時代の私的保護制度――古代社会組織と主従制その一――」（『岡山大学法経学会雑誌』三七号）、「平安時代の郎等と家人制――古代社会組織と主従制その二――」（『岡山大学法経学会雑誌』三八号）、以上の大饗氏の研究は、『封建的主従制成立史研究』として結実された。

（15）藤木邦彦氏「奈良平安朝期における権勢家の家政について」（『歴史と文化』I、のちに「権勢家の家政」と改題のうえ同氏著『平安王朝の政治と制度』所収）。同氏の示された点は、主に次の三点である。（一）律令の制定以後においても大化改新以前の氏族制度以来の私勢力の発展を抑制しえず、これを包含することによって公権力が発展し、（二）さらに律令の規定によって法律的に私的関係を有することや私家においても文書に捺印することが認められ、家司の発給する御教書・長者宣・政所下文などが公式的外観を有し、蔵人所宣・蔵人所下文の系統を承け、それぞれが院政期の院宣・院庁下文や幕府の御教書・将軍家下文の範となっていった点を示され、（三）また平安後期以降は、政所以外にも様々な家政機関が成立したことを明らかにされた。また「摂関政治」（体系日本史叢書1『政治

Hosei University Repository

史』Ⅰ、のちに『平安王朝の政治と制度』所収）においても家司の役割について論ぜられている。

（16）この間の研究史については、森田悌氏『研究史王朝国家』一九一～一九五頁参照。

（17）滝川政次郎氏「封建制成立の因子としての家司制と賤民制」（『法制史研究』五号）なお本稿は、昭和二十八年度法制史学会第五回総会の研究報告要旨である。

（18）佐藤堅一氏「封建的主従制の源流に関する一試論――摂関家家司について――」（安田元久編『初期封建制の研究』所収）。

（19）渡辺直彦氏「家令について」（『日本歴史』二〇一号、補訂のうえ同氏著『日本古代官位制度の基礎的研究』第三篇第一章令制家令の研究として所収）。

（20）森田悌氏「平安期権勢家の発給文書」（『金沢大学教育学部紀要』二九号、のちに同氏著『日本古代律令法史の研究』所収）。

（21）佐藤堅一氏は前掲注（18）論文において、道長の家司を検出され考察を加えられ、渡辺直彦氏は、「『小右記』よりみたる『後小野宮家』の家政」（『日本史籍論集』上巻、のちに補訂のうえ「藤原実資家「家司」の研究」として前掲注（19）著書第三篇第二章所収）において、藤原実資の家司を検出され、また家政機関について詳細に論ぜられている。

（22）『小右記』寛仁二年（一〇一八）十二月七日条。

（23）柴田房子氏によると摂関家家司の家筋も藤原頼通以降になると、一定の「家」＝醍醐源氏・垣武平氏・中原氏・高階氏・北家良世流・北家高藤流・南家貞嗣流・式家宇合流など九家の譜代家司家の出現といった現象が見られてくる、とされる（前掲注（10）論文）。

（24）家司の定義について吉村茂樹氏は「家政機関のすべて」と規定され（『国史辞典』三巻）、竹内理三氏は「政所の職員のみ」と規定されている（『律令制と貴族政権』第二部、二八二頁）。令制により厳密に規定するならば竹内氏の見解が正確であるが、摂関期には令制の規定にみられるように厳密には使用されていない。本稿においては、吉村氏の規定のような広義の意味で「家司」の用語を使用したい。

（25）受領または受領層の定義であるが、橋本義彦氏は、受領の地位にあるものを一括して「受領層」・「受領階級」と呼ぶには問題がある（『平安貴族社会の研究』九三～九七頁）とされるが、とりあえず本稿においては、受領・任用を問わず、国守・国介などの現任もしくは経験者を含め一括して「受領」もしくは「受領層」と記しておく。

（26）佐々木恵介氏前掲注（4）論文が、詳細に論じている。

（27）「検交替使帳」・「令任用分付帳」に関しては、福井俊彦氏「不与解由状について」（『日本歴史』一五八号）・「国司交替制度について」（『日本上古史研究』六―二号）・「交替式の研究」、梅村喬氏「勘会制の変質と解由制の成立――

Hosei University Repository

塡償法の問題を中心として――上・下」（『日本史研究』一四二・一四三号）・「民部省勘会と勘解由使勘判」（『名古屋大学日本史論集』上巻）ともに同氏著『日本古代財政組織の研究』所収。菊地礼子氏「令任用分付実録帳と交替実録帳」（『古代文化』二七―四号）、吉岡真之氏「検交替使帳の基礎的考察」（『書陵部紀要』二六号）、佐々木恵介氏前掲注（1）論文などがある。

検交替使実録帳と令任用分付実録帳について補足しておきたい。不与解由状は無実の勘発を目的としたものであったから、そこに記されるのは、無実のみであったが、検交替使実録帳に記載される事項は、国内の官物全般についての有実・無実が記載される。令任用分付実録帳の現物は残存せずその性格は不明な点が多いが、検交替実録帳・令任用分付実録帳のいずれも国司が卒去した際に解由状の代わりとして発給されるものであり、その異なる点は、検交替使の派遣によるものか否かの違いであるから、佐々木氏の推測されるように、その記載事項は検交替使実録帳と同じようなものであったと思われる。

（28）佐々木氏前掲注（4）論文。佐々木氏は、令任用分付実録帳による交替は、前定数の維持が前提であったとされる。

（29）国司の新叙や再任がかなり難しいものであったことはすでに指摘されている（大津透氏前掲注（8）論文など）。功過定が最重要視されていたことは本文中でも述べたとおりである。業遠の場合、丹波守に任ぜられていることから、功過定を「無過」または「合格」として無事通過したものと思われる。玉井力氏前掲注（5）論文参照。なお業遠を丹波守に任じた史料はないが、本文中のような経過を勘案すると、越中守の後、直ちに丹波守に任ぜられたと思われる。

（30）『平安遺文』二―四二八号。
（31）『平安遺文』二―四二八号。
（32）『平安遺文』二―四五〇号。
（33）『平安遺文』二―四七二号。
（34）『平安遺文』二―四八五号。
（35）『平安遺文』二―五一三号。
（36）大山荘の荘田をめぐる収公と免除の動きなどについては、宮川満氏『大山村史』本文編七六～八三頁、『兵庫県史』第一巻八一八～八二〇頁、阿部猛氏『日本荘園史』第四章などを参照。
（37）『御堂関白記』寛弘元年閏九月五日条。
（38）『御堂関白記』寛弘元年閏九月十三日条。
（39）『大日本史料』第二編―第五巻所収「平松文書」。
（40）『御堂関白記』寛弘二年九月十日条。
（41）『御堂関白記』寛弘七年三月三十日条。
（42）『権記』寛弘七年四月十日条。
（43）『権記』寛弘七年四月十日条。
（44）六一「業遠朝臣蘇生事」（日本古典文学大系に拠る）。

Hosei University Repository

『古事談』「三　僧行」にも「業遠朝臣卒去之時。入道殿御堂。被仰云。定有遺言事歟。不便事也トテ。召具観修僧都。向業遠之宅給。加持之間。死人忽蘇生。遺言要事等之後。又以閉眼云々。」と同様の説話が収載されている。

(45) 「高階氏系図」(『尊卑分脈』四巻)に、「承和十一年賜高階真人」と見える。また高階氏の賜姓化の過程については、福島好和氏「高階氏の賜姓について」(『関西学院史学』八号)が、詳細に論じられている。

(46) 松村博司氏校注日本古典文学大系二一『大鏡』一五四頁、石川徹氏校注新潮日本古典集成『大鏡』一七三頁、保坂弘司氏著現代語訳学燈文庫『大鏡』一五四頁など。

(47) 『御堂関白記』寛弘元年七月十五日条。また翌年の法華三十講においては非時の調進を負担している(『御堂関白記』寛弘二年五月十五日条)。

(48) 『御堂関白記』寛弘元年九月二十四日条。

(49) 『御堂関白記』寛弘四年八月十二日条。

(50) 『小右記』寛仁二年六月二十日条。

(51) 『小右記』寛仁二年六月二十八日条。

(52) 『御堂関白記』寛弘元年九月三日条、長和元年閏十月十七条、寛仁元年九月十七日条など。

(53) 『小右記』長和元年六月二十九日条。

(54) 『御堂関白記』長和五年九月二十四日条。『栄華物語』にも、枇杷殿焼亡の様子が『御堂関白記』同様に記述されている。なお『栄華物語』は焼亡の日を十月二日としているが、『御堂関白記』に記述されている通り九月二十四日のことと思われる。

(55) 『日本紀略』長和四年十一月十七日条は、「戌刻、内裏焼亡、火起自主殿寮、内侍所、天皇、后宮、東宮御桂芳坊、次遷御太政官庁松本曹司、東宮御朝所、皇后御伊予守為任三条第、為任彼宮亮也」と簡潔に記している。『御堂関白記』同日条および『小右記』同日条には、この時の状況がやや詳細に記載されており、これらによれば天皇は十九日に枇杷殿へ、東宮は土御門第に渡御することとなった。なお中宮妍子であるが、内裏焼亡後の天皇の御座所をめぐって「可御坐処太政官并枇杷第等如何、　枇杷殿宜歟、中宮已御坐」(『小右記』同日条)と道長と実資が話をしているように、この時中宮妍子は、枇杷殿殿に居していた。また『左経記』長和五年四月十五日条に「今夜中宮従枇杷殿東対遷御西対」とあって、妍子は枇杷殿の東対にいたが、この日から三条院の居た西対に移ったようである。

(56) 高倉殿については、朧谷寿氏「平安後期における高倉殿」(山中裕編『摂関時代と古記録』)が、網羅的に研究されている。

(57) 『御堂関白記』長和五年九月二十四日条。

(58) 内裏の焼亡については、橋本義彦氏「里内裏沿革考」(『平安貴族』所収)、及び村井康彦氏『平安貴族の世界』文庫版下巻　付表「内裏および公卿邸宅火災年表」参照。

(59) 『御堂関白記』長和五年七月二十一日条。この時は、土

Hosei University Repository

御門大路より二条北の間で五百余家が焼亡し、その原因は「申法興院火付」であった。

(60) 『栄華物語』巻十二　たまのむらぎく、(日本古典文学大系に拠る)。

(61) 長和五年(一〇一六)三月二十三日条。

(62) 新訂増補故実叢書『拾芥抄』中「諸名所部第二十」。また『小右記』寛仁二年十二月十七日条には、「摂政出居故業遠宅高倉者、即大殿領土御門家之東町」と記されている。

(63) 『日本紀略』同日条。

(64) 『小右記』同日条。

(65) 『左経記』長和五年五月一日条、『小右記』長和五年五月七日条、十一日条など。以上の記事は、業遠の没後の事であるが、業遠の生前においても道長が業遠宅に渡っている記事が散見できる(『御堂関白記』寛弘五年二月三十日条、同年三月四日条など)。

(66) 『御堂関白記』寛仁元年二月二十四日条。

(67) 法華三十講については、山本信吉氏「法華八講と道長の三十講」上、下(『仏教芸術』七七、七八号)参照。

(68) 『小右記』寛仁二年閏四月二十日条。

(69) 渡辺直彦氏『日本古代官位制度の基礎的研究』二五〇頁。

(70) 『御堂関白記』寛弘元年三月十五日条。

(71) 『小右記』長和三年十二月八日条。

(72) 『扶桑略記』治安三年十月十七日条。

(73) 『小右記』万寿二年二月二十一日条。

(74) 『御堂関白記』長和元年五月二十三日条。

(75) 『御堂関白記』長和四年九月二十日条。

(76) 佐藤堅一氏前掲注(18)論文。

(77) 『御堂関白記』長和五年八月二日条。

(78) 『御堂関白記』長和二年八月九日条。

(79) 『御堂関白記』長和四年九月二十日条。

(80) 『御堂関白記』寛弘四年二月四日条。

(81) 『御堂関白記』寛弘八年五月十七日条。

(82) 『御堂関白記』長和五年八月七日条。

(83) 佐藤堅一氏前掲注(18)論文。

(84) 『小右記』長元四年正月十六日条。

(85) 『御堂関白記』寛弘三年正月六日条。

(86) 『御堂関白記』長保元年九月五日条、寛弘七年十一月二十八日条、長和元年八月三日条、同年閏十月十二日条、寛仁元年九月十八日条など。

(87) 『小右記』寛仁二年十月二十二日条。

(88) 『左経記』長元元年正月十八日条。

(89) 『小記目録』「第二十」長元三年閏十月二十一日条には、倫子の家で没している記事が見える。

(90) 『御堂関白記』・『小右記』寛仁二年十月二十二日条。

(91) 『権記』正暦四年正月九日条。

(92) 『御堂関白記』寛弘元年五月十九日条。

Hosei University Repository

(93) 『権記』長保元年十二月一日条には、奉職宅が延焼のため移れなかった記事が見える。
(94) 『権記』長保元年八月二十九日条。
(95) 『小右記』長保元年七月三日条。
(96) 『小右記』寛弘二年四月二十日条。
(97) 『小右記』・『御堂関白記』寛弘二年十二月二十一日条。
(98) 『御堂関白記』長和二年十二月四日条。
(99) 『御堂関白記』寛弘四年五月三十日条。
(100) 『宇治関白高野御参詣記』（続々群書類従第五）永承三年十月十一日条。
(101) 『小右記』万寿元年十二月四日条、長元四年三月十九日条、長元五年十一月十一日条。
(102) 『御堂関白記』寛弘六年十一月十日条。
(103) 『御堂関白記』寛弘四年八月十二日条。
(104) 『小右記』寛仁二年六月二十八日条。
(105) 『小右記』寛仁二年六月二十日条。
(106) 『御堂関白記』寛弘六年十月十五日条。
(107) 『御堂関白記』寛弘八年五月十七日条。
(108) 『御堂関白記』寛弘七年十月三日条。
(109) 『日本紀略』寛仁三年六月十九日条、『小右記』同年六月二十日条、二十一日条、七月六日条。
(110) 『小右記』万寿元年十一月十七日条、万寿二年二月十八日条。
(111) 『小右記』・『権記』長徳三年七月九日条。
(112) 『御堂関白記』長和五年八月八日条。
(113) 『権記』長徳四年十月二十九日条。
(114) 『御堂関白記』寛弘元年十月二十五日条。
(115) 『御堂関白記』寛弘五年五月十一日条。

〔付記〕
本稿は、法政大学大学院日本史学特殊研究第四「『北山抄』の研究」の成果の一部である。御指導頂いた阿部猛先生と本稿作成にあたり御指導頂いた中野栄夫先生に、謝意申し上げる次第である。